

令和3年度
町長施政方針

長瀬町長 大澤 夕キ江

令和 3 年第 1 回長瀬町議会定例会の開会にあたり、令和 3 年度の施政方針を述べさせていただきます。

令和 2 年度を振り返りますと、世界中が新型コロナウイルス感染症に翻弄された 1 年でありました。我が国におきましても、昨年 1 月に初めて感染者が確認されて以降、急速に感染が拡大し、学校の臨時休業、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催の延期、緊急事態宣言の発令等の措置が取られ、国民生活に大きな混乱をもたらしました。当町におきましては、現在までのところクラスターの発生も無く、この場をお借りしまして、日々、感染予防にご協力をいただいている町民の皆様には感謝を申し上げますとともに、感染リスクが高い状況の中、医療、介護、保育、教育等の現場に従事されている皆様には深く敬意を表するしだいです。

新型コロナウイルス感染症は経済にも深刻な影響を与えており、政府の月例経済報告によれば、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られる。」とされ、先行きは、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種施策の効果や海外経済の改善もあって持ち直していくことが期待される。」とされています。

当町におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、自主財源の柱である町税が大幅に減収となる見込みとなっております。中でも、個人・法人町民税は、令和 2 年度

当初予算と比較し、約6千万円の減収となる見込みとなりました。

一方で、老朽化した施設の維持管理経費や社会保障制度に要する費用などの義務的経費が増加しているほか、消防施設等の整備や、水道及びし尿処理の広域化に伴う施設整備等に係る費用負担の増加も想定されます。さらに、少子化対策、定住対策、災害への備えや生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など、取り組むべき課題は山積しています。

非常に厳しい財政状況の中、新型コロナウイルス感染症対策に加えて、こうした施策に取り組んでいくことは極めて困難であることから、引き続き、限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを徹底的に進めるとともに、町税収納率の向上などさらなる財源確保を進めていかなければなりません。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を十分に活用し、必要な施策の実行と財政健全化の推進に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、これまで、累次の補正予算により、中小企業・個人事業主支援金や子育て世帯家計負担支援金の給付、町内飲食店等への需要喚起を目的とした商品券の全世帯への配布、児童生徒向け学習用タブレット端末整備の前倒し等に取り組んでまいりました。

1月に再び緊急事態宣言が発令されたことや、切れ目なく対応を講じる必要性等から、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を令和2年度3月補正予算に盛り込みました。今回の補

正予算では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少となったり、緊急事態宣言に伴う外出自粛等により影響を受けたりした中小企業等に対する支援金の給付、ウィズコロナ、アフターコロナに対応するための設備投資を行った中小企業等に対する助成、町民の経済活動を支えることを目的とした、町内のスーパーやドラッグストア、商店等で利用可能な商品券の全世帯への配布等、新型コロナウイルス感染症対策として、約1億5千万円を計上いたしました。また、4月以降に接種が始まる新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、秩父圏域が一体となって接種できるよう準備を進めており、必要と見込まれる費用を計上いたしました。これらの予算につきましては、一部を令和3年度に繰り越すことにより、継続的かつ迅速に必要な対応を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、補正予算で早期に着手することとし、令和3年度当初予算は、「はつらつ長瀨プラン・第5次長瀨町総合振興計画」基本構想に掲げられた、3つのまちづくりの基本理念及び「長瀨町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた、4つの基本方針に基づき、「はつらつ長瀨」の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財源を集中させ、編成を行いました。

それでは、令和3年度予算案についてご説明いたします。

令和 2 年度に主眼とした、「安心・安全なまちづくり」については、令和 3 年度におきましても、引き続き、取り組んでまいります。

ハード事業としまして、令和元年東日本台風による豪雨の際に雨水の滞留が発生した、本中 117 号線の側溝整備及び道路改良工事に向けた用地測量や土地購入等を行うほか、災害や火災の発生時に消防車や救急車などの緊急車両が進入できるよう、狭あい道路である岩田 6 号線及び長瀬 23 号線の改良工事を行います。

河川につきましても、水害等を未然に防止するため、堂坂沢の護岸整備工事に向けた測量設計業務、山入沢の護岸補修及び八寺沢の洗掘対策工事を行います。

また、令和 2 年度から開始した、行政区からの要望に応じた、道路の簡易舗装工事や、危険なブロック塀の撤去に係る費用の一部助成も引き続き実施いたします。

ソフト事業としまして、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、強靱化に対する町の基本的な考え方、想定する大規模自然災害、強靱化に向けた行動や取組方針、推進体制等を定める、国土強靱化地域計画を策定いたします。なお、全町民を対象とした防災訓練については、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止したものの、令和 3 年度こそは開催したいと考えております。訓練では、各地区集会所に設置している特設公衆電話や防災行政無線による通信訓練のほか、大字長瀬地区の町民の皆様を中心

に、指定緊急避難場所である長瀬地区公園に参集いただき、消火器の使用体験、救助訓練の展示等を実施する予定でございます。

また、当町が抱える大きな課題である人口減少への対策である「結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援」と「移住・定住の促進」につきましても、アフターコロナの社会に向けた地方回帰の流れを受け止めるべく、引き続き、手を緩めることなく取り組んでまいります。

これまで実施してきた結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援のほか、0歳児から2歳児までの保育園や認定こども園の保護者負担金を国が定める基準額より低く設定し、その差額を町が負担することにより、保育料等の引き下げを継続してまいります。

「移住・定住の促進」については、地域おこし協力隊4人に引き続き委託し、地域に溶け込んだ活動を行っていただくとともに、その活動を通じて感じた町の魅力を積極的に発信していただく等、移住・定住者の増加に繋げていただきたいと存じます。移住・定住ツアーにつきましては、令和2年度から、町職員が、移住・定住希望者一人ひとりの要望や状況に応じて町内を案内する個別ツアーを実施しているところです。参加者個別のニーズに細かく対応できることから、移住・定住者の増加に向けた施策として、引き続き実施してまいります。また、町職員の採用試験におきまして、従来の採用枠とは別に、一定の社

会人経験のある方を対象に、UIJ ターン者の採用枠を設けることといたしました。採用試験は、長瀬町でぜひ働きたいという方が受験しやすいよう、全国各地の指定会場で採用試験を受けることができるテストセンター方式とする予定です。意欲があり、かつ、即戦力となる職員を採用するとともに、移住・定住者増加の一助になればと考えております。

なお、導入の可否を検討してまいりました新たな公共交通機関については、令和元年度に実施した実証実験の結果等から判断し、導入を見送ることといたしました。しかしながら、高齢者等の移動要支援者への支援は必要であることから、公共交通の代替手段として、商工会が実施している「元気と安心お助け隊」にその一翼を担っていただくことといたしました。町からは、車両の購入等に充てるため「地域の移動手段拡充支援補助金」を交付するほか、運営費に対する補助金も拡充いたします。町としましても、補助金交付だけではなく、広報紙を通じたボランティア募集等、「元気と安心お助け隊」の運営を積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

ただいまご説明いたしました事業以外の主要な事業につきましては、町総合振興計画の基本構想に掲げられた施策の大綱の項目に沿って、概要を説明いたします。

はじめに、『誰もがいつまでも暮らし続けられるまち』について、

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療と介護の連携を強化するとともに、住民の支え合いによるまちづくりを推進する仕組みや体制づくりを行う生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するなどし、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。また、ひとり暮らしの高齢者などに対する配食サービスを拡充いたします。

障がい者福祉については、障害者自立支援給付事業をはじめ、障がい者支援サービスの充実に努めるほか、高齢者障がい者いきいきセンターの円滑な運営を行ってまいります。

社会保障については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険制度の運営を適切に行い、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めてまいります。また、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療及びこども医療の医療扶助についても、引き続き実施してまいります。

健康づくりの推進については、県が実施する「コバトン健康マイレージ事業」に引き続き参加することにより健康増進に繋げるほか、各種検診の実施や国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者に対する人間ドック費用を助成することにより、病気の早期発見、早期治療の機会の提供や、各種予防接種の実施により、疾病の発症及び流行の予防を図ってまいります。また、フレイル予防を取り入れた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を実施し、健康寿命の延伸や生きがいづくりに繋げてまいります。

地域医療については、ちちぶ医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の維持、向上を図ってまいります。

次に、『活力を生み出すまち』について、

観光業の振興については、令和元年度に策定した「観光振興計画」に基づき、多様化する観光客のニーズに対応するため、観光案内をはじめとした効果的なプロモーションを行い、観光地として更なる魅力の向上及び交流人口の増加を図ってまいります。

農林業の振興については、農産物生産者団体への補助金交付や農作物を守るために有害鳥獣被害対策などに取り組むほか、林道の維持管理や円滑な森林管理を実施してまいります。また、緑の村にある流水プール等の野外運動施設の除却工事を実施します。

商工業については、中小企業者が資金を借り入れた際の利子補給、住宅リフォーム等資金の助成や商工業活動の拠点である商工会への補助を引き続き行ってまいります。また、商工会とも連携し、新たに町内で事業を起こす「起業」や「創業」の支援に取り組んでまいります。

次に、『安心して快適に生活できるまち』について、

消防・防災体制については、迅速かつ効率的に災害に対応していくため、消防団組織の円滑な運営を図るほか、消防施設や防災行政無線の維持管理など、災害に備えた事業をこれまでと

同様に取り組み、地域防災力の向上に努めます。

防犯・交通安全については、防犯灯の維持管理をしていくとともに、交通安全啓発活動などの実施により意識の高揚を図るほか、道路の危険箇所へのガードレールやカーブミラー、道路照明灯等の設置を行ってまいります。

上下水道の整備については、秩父広域市町村圏組合に対して上水道事業の経費を、皆野・長瀬下水道組合に対して下水道事業、し尿処理事業、市町村整備型浄化槽事業の経費を負担してまいります。また、し尿処理事業につきましては、令和2年4月に秩父市に設置された準備室を中心に、統合・広域化に向けた事務が進められています。今後も、関係機関と協議を重ねながら、遺漏の無いよう進めてまいります。

次に、『一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち』について、

教育環境については、令和2年度に整備した、児童生徒向けの1人1台の学習用端末等を、授業等に充分活用できるよう、ICT支援員を配置いたします。また、第二小学校の児童数の減少に伴い、2・3年生が複式学級となる見込みとなりました。これを受け、担任教諭の他に学習指導員を配置し、授業中の教科指導の支援を行ってまいります。なお、令和2年度に立ち上げた学校のあり方検討委員会につきましては、引き続き、児童生徒の減少に伴い、当町の望ましい学校教育の実現に資するため、諸々の検討を進めていただきたいと存じます。そのほか、外国

人講師による語学指導、中学校配置相談員や特別支援教育学校支援員の配置、放課後子供教室事業や中学生学力アップ事業の実施、学校施設・設備の維持管理など、小中学校の教育環境の充実を図るほか、矢那瀬地区から第二小学校へ通う児童の送迎を引き続き実施いたします。給食センターにつきましては、計画的に機器の入れ替えや設備の更新を行い、引き続き安全安心な給食を提供できるよう、施設の維持管理及び衛生管理を図ってまいります。

生涯学習の推進とスポーツの振興については、中央公民館、総合グラウンド及び塚越グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行ってまいります。また、令和2年度に開催予定であった東京2020オリンピックが、令和3年7月23日に開幕いたします。当町におきましては、オリンピックに先だって実施される聖火リレーが、7月7日に通過することとなっており、聖火ランナーが、長瀬の象徴である岩畳を見ながら和船で下るという特殊なルートとなっております。町を挙げて聖火リレーを成功させ、国内外に風光明媚な長瀬町をPRするとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック成功の機運を醸成してまいります。

人権意識の向上については、人権教育講演会などを開催し、地域や学校、職場など身近な生活環境から、人権問題に対する理解と認識を深めてまいります。

最後に、『町民と行政との協働によってつくるまち』について、広報・広聴活動の推進については、広報ながとろ、町ホームページ、町公式フェイスブック等を通じて、分かりやすくかつ新鮮な情報の提供に努めるほか、町公式インスタグラムを活用し、町内外に町の魅力を発信してまいります。

行政運営の強化については、町政運営の基本的な方針となる総合振興計画の後期基本計画及び第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたします。また、町だけでは解決することが難しい秩父圏域の広域的な行政課題を解決するため、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めるほか、町民の行政参画を更に進めるため、町への提案制度やパブリックコメントやアンケート調査などを引き続き実施してまいります。

地域活動の推進については、地域の生活を支える基盤である行政区を中心とした地域活動を引き続き進めるとともに、コミュニティ組織の育成及び支援に取り組んでまいります。

財政基盤の強化については、長期的な視点に立ち、健全な財政運営ができるよう、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を改訂するほか、町税の適正な賦課徴収及び財源の適正配分に努めます。また、返礼品による地域産業の活性化及び寄附金の確保を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めてまいります。

以上のような事業を盛り込み、令和3年度の予算編成を行ったところ、その規模は、

一般会計

30億6,986万5千円、対前年度比2.8%の減、

国民健康保険特別会計

6億1,392万6千円、対前年度比19.7%の減、

介護保険特別会計

7億6,239万6千円、対前年度比6.2%の増、

後期高齢者医療特別会計

1億1,017万7千円、対前年度比0.2%の減、

となり、一般会計と特別会計を合わせ、

45億5,636万4千円、対前年度比4.1%の減となりました。

一般会計につきましては、前年度と比較し、約8,700万円の減額となりましたが、これは、庁舎空調設備更新工事が終了したことや徹底した事務事業の見直しを行った結果、減額となったものです。

また、令和3年度当初予算においても、新規の町債発行額は、公債費の元金償還額を下回らせ、厳しい財政状況の中であっても、安易な町債発行に依存することなく、一定の財政規律を確保した予算編成を行いました。

予算額は減少しておりますが、限られた財源の中で、重要度が高いと判断される事業に重点的に予算を配分することで、町が抱える諸課題の解決に取り組んでまいります。引き続き、より一層の行財政の効率化を進めるとともに、事業の実施にあたりましては、更に精査・検討を重ね、適正かつ効果的な予算執行に努め、住民福祉の向上を図ってまいります。

以上、令和 3 年度の予算案と主要な事業の概要につきまして、説明を申し上げます。

冒頭でも申し上げましたとおり、令和 2 年度 3 月補正予算には、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んでおります。これを令和 3 年度にかけて執行し、町民や町内事業者の皆様を支援してまいるとともに、新型コロナウイルスワクチン接種を含めた必要な対策について、躊躇なく補正予算を編成する等、迅速に対応してまいります。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層の御理解、御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、令和 3 年度の施政方針とさせていただきます。